

第1 農用地利用計画の変更

1 農用地利用計画を次のとおり変更する。

地区区域	変 更 内 容									備 考 (農用地区域の範囲)
	農用地の変更						農業用施設用地の変更			
	変更前の 農用地の 面積(ha)	変更後の 農用地の 面積(ha)	農用地から 除外する 面積(ha)	農用地に 編入する 面積(ha)	用途区分 変更 される 面積(ha)	増減	変更前の 農業用施 設用地の 面積(ha)	変更後の 農業用施 設用地の 面積(ha)	増減	
殖 蓮										
A－1	93.84	91.66	2.18	0.00	0.00	△ 2.18	0.35	0.35	0.00	三和町のうち市街化区域を除く区域
A－2	7.86	7.86	0.00	0.00	0.00	0.00	0.01	0.01	0.00	本関町全域
A－3	34.89	34.73	0.16	0.00	0.00	△ 0.16	0.00	0.00	0.00	鹿島町のうち市街化区域を除く区域
A－4	29.15	29.15	0.00	0.00	0.00	0.00	0.74	0.74	0.00	上植木本町のうち市街地区域を除く区域
A－5	45.73	45.69	0.04	0.00	0.00	△ 0.04	0.97	0.97	0.00	豊城町のうち市街化区域を除く区域
A－6	14.46	14.46	0.00	0.00	0.00	0.00	0.01	0.01	0.00	上諏訪町のうち市街化区域を除く区域
A－7	4.47	4.47	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	日乃出町のうち市街化区域を除く区域
A－8	1.80	1.80	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	昭和町のうち市街化区域を除く区域
東大室 町他	0.80	0.80	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
地区計	233.00	230.62	2.38	0.00	0.00	△ 2.38	2.08	2.08	0.00	
三 郷										
B－1	206.71	206.71	0.00	0.00	0.00	0.00	2.97	2.97	0.00	波志江町のうち市街化区域を除く区域
B－2	54.30	54.30	0.00	0.00	0.00	0.00	0.68	0.68	0.00	安堀町のうち市街化区域を除く区域
地区計	261.01	261.01	0.00	0.00	0.00	0.00	3.65	3.65	0.00	
宮 郷										
C－1	29.11	29.11	0.00	0.00	0.00	0.00	0.14	0.14	0.00	田中島町のうち市街化区域を除く区域
C－2	11.06	11.06	0.00	0.00	0.00	0.00	0.02	0.02	0.00	田中町のうち市街化区域を除く区域
C－3	78.22	78.22	0.00	0.00	0.00	0.00	3.49	3.49	0.00	東上之宮町のうち市街化区域を除く区域
C－4	30.07	30.07	0.00	0.00	0.00	0.00	1.21	1.21	0.00	西上之宮町全域
C－5	63.34	63.34	0.00	0.00	0.00	0.00	0.27	0.27	0.00	宮古町全域
C－6	108.64	108.64	0.00	0.00	0.00	0.00	2.54	2.54	0.00	稲荷町のうち市街化区域を除く区域
C－7	15.49	15.49	0.00	0.00	0.00	0.00	0.42	0.42	0.00	宮子町のうち市街化区域を除く区域
地区計	335.92	335.92	0.00	0.00	0.00	0.00	8.08	8.08	0.00	
名 和										
D－1	15.05	15.05	0.00	0.00	0.00	0.00	0.04	0.04	0.00	韮塚町のうち市街化区域を除く区域
D－2	15.42	15.42	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	阿弥大寺町全域
D－3	7.28	7.28	0.00	0.00	0.00	0.00	0.03	0.03	0.00	今井町のうち市街化区域を除く区域
D－4	29.40	29.40	0.00	0.00	0.00	0.00	0.39	0.39	0.00	堀口町全域
D－5	35.06	35.06	0.00	0.00	0.00	0.00	2.74	2.74	0.00	柴町全域
D－6	40.87	40.87	0.00	0.00	0.00	0.00	0.03	0.03	0.00	中町全域
D－7	23.36	23.36	0.00	0.00	0.00	0.00	0.09	0.09	0.00	戸谷塚町のうち市街化区域を除く区域

地区区域	変 更 内 容									備 考 (農用地区域の範囲)
	農用地の変更						農業用施設用地の変更			
	変更前の 農用地の 面積(ha)	変更後の 農用地の 面積(ha)	農用地から 除外する 面積(ha)	農用地に 編入する 面積(ha)	用途区分 変更 される 面積(ha)	増減	変更前の 農業用施 設用地の 面積(ha)	変更後の 農業用施 設用地の 面積(ha)	増減	
D－８	15.47	15.47	0.00	0.00	0.00	0.00	0.27	0.27	0.00	福島町全域
地区計	181.91	181.91	0.00	0.00	0.00	0.00	3.60	3.60	0.00	
山王町										
E－１	78.06	78.01	0.05	0.00	0.00	△ 0.05	0.81	0.81	0.00	山王町のうち市街化区域を除く区域
地区計	78.06	78.01	0.05	0.00	0.00	△ 0.05	0.81	0.81	0.00	
豊 受										
F－１	51.59	51.59	0.00	0.00	0.00	0.00	0.38	0.38	0.00	馬見塚町のうち市街化区域を除く区域
F－２	32.73	32.71	0.02	0.00	0.00	△ 0.02	0.08	0.08	0.00	下蓮町のうち市街化区域を除く区域
F－３	5.90	5.90	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	飯島町のうち市街化区域を除く区域
F－４	10.06	10.06	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	上蓮町のうち市街化区域を除く区域
F－５	5.38	5.38	0.00	0.00	0.00	0.00	0.09	0.09	0.00	長沼町のうち市街化区域を除く区域
F－６	0.23	0.23	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	富塚町のうち市街化区域を除く区域
F－７	1.17	1.17	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	除ヶ町のうち市街化区域を除く区域
F－８	6.15	6.15	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	大正寺町のうち市街化区域を除く区域
F－９	18.67	18.67	0.00	0.00	0.00	0.00	0.20	0.20	0.00	下道寺町のうち市街化区域を除く区域
F－１０	0.13	0.13	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	国領町のうち市街化区域を除く区域
地区計	132.00	131.98	0.02	0.00	0.00	△ 0.02	0.75	0.75	0.00	
茂 呂										
G－１	23.25	23.25	0.00	0.00	0.00	0.00	0.22	0.22	0.00	粕川町のうち市街化区域を除く区域
G－２	16.04	15.56	0.48	0.00	0.00	△ 0.48	0.12	0.12	0.00	北千木町・茂呂南町のうち市街化区域を除く区域
地区計	39.28	38.81	0.48	0.00	0.00	△ 0.48	0.34	0.34	0.00	
赤 堀										
H－１	154.36	153.74	0.71	0.10	0.00	△ 0.62	3.97	3.97	0.00	西久保町一丁目、二丁目、三丁目、市場町一丁目、二丁目、堀下町
H－２	262.71	261.65	1.06	0.00	0.00	△ 1.06	5.62	5.62	0.00	曲沢町、赤堀鹿島町、間野谷町
H－３	230.36	229.99	0.37	0.00	0.00	△ 0.37	6.55	6.55	0.00	香林町一丁目、二丁目、野町、磯町、西野町
H－４	241.57	240.17	1.41	0.02	0.00	△ 1.39	3.29	3.29	0.00	赤堀今井町一丁目、二丁目、下触町、五目半町
地区計	889.00	885.55	3.56	0.11	0.00	△ 3.44	19.43	19.43	0.00	
東										
I－１	317.62	316.77	0.85	0.00	0.00	△ 0.85	9.86	9.86	0.00	小泉町、平井町、東小保方町、東町、八寸町、三室町のうち用途地域を除く区域
I－２	192.59	191.68	0.91	0.00	0.00	△ 0.91	5.60	5.60	0.00	田部井町一丁目、二丁目、三丁目のうち用途地域を除く区域
I－３	177.09	177.59	0.27	0.76	0.00	0.49	2.64	2.64	0.00	国定町一丁目、二丁目のうち用途地域を除く区域
I－４	25.59	26.30	0.00	0.71	0.00	0.71	0.76	0.76	0.00	上田町のうち用途地域を除く区域

地区区域	変 更 内 容									備 考 (農用地区域の範囲)
	農用地の変更						農業用施設用地の変更			
	変更前の 農用地の 面積(ha)	変更後の 農用地の 面積(ha)	農用地から 除外する 面積(ha)	農用地に 編入する 面積(ha)	用途区分 変更 される 面積(ha)	増減	変更前の 農業用施 設用地の 面積(ha)	変更後の 農業用施 設用地の 面積(ha)	増減	
I－5	55.10	55.34	0.10	0.34	0.00	0.24	0.10	0.10	0.00	西小保方町のうち用途地域を除く区域
地区計	767.99	767.68	2.13	1.81	0.00	△ 0.31	18.96	18.96	0.00	
采 女										
J－1	138.43	138.43	0.00	0.00	0.00	0.00	1.90	1.90	0.00	境伊与久のうち市街化区域を除く区域
J－2	55.81	55.75	0.05	0.00	0.00	△ 0.05	0.16	0.16	0.00	境木島全域
J－3	5.97	5.97	0.00	0.00	0.00	0.00	0.05	0.05	0.00	境百々のうち市街化区域を除く区域
J－4	85.35	85.32	0.03	0.00	0.00	△ 0.03	1.09	1.09	0.00	境下湊名のうち市街化区域を除く区域
J－5	61.69	61.64	0.05	0.00	0.00	△ 0.05	0.28	0.28	0.00	境上湊名全域
J－6	60.23	59.89	0.35	0.00	0.00	△ 0.35	0.19	0.19	0.00	境東新井のうち市街化区域を除く区域
地区計	407.49	407.00	0.49	0.00	0.00	△ 0.49	3.65	3.65	0.00	
剛 志										
K－1	37.23	37.23	0.00	0.00	0.00	0.00	0.03	0.03	0.00	境保泉のうち市街化区域を除く区域
K－2	67.74	67.51	0.23	0.00	0.00	△ 0.23	1.20	1.20	0.00	境上武士全域
K－3	40.48	40.53	0.00	0.05	0.00	0.05	0.05	0.05	0.00	境下武士のうち市街化区域を除く区域
K－4	56.94	56.94	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	境中島全域
K－5	75.72	75.72	0.00	0.00	0.00	0.00	0.23	0.23	0.00	境小此木全域
地区計	278.11	277.93	0.23	0.05	0.00	△ 0.18	1.52	1.52	0.00	
島 村										
L－1	113.44	113.35	0.09	0.00	0.00	△ 0.09	0.90	0.90	0.00	境島村全域
地区計	113.44	113.35	0.09	0.00	0.00	△ 0.09	0.90	0.90	0.00	
境・東										
M－1	3.44	3.44	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	境のうち市街化区域を除く区域
M－2	56.09	56.09	0.00	0.00	0.00	0.00	0.23	0.23	0.00	境平塚全域
M－3	84.67	84.67	0.00	0.00	0.00	0.00	0.30	0.30	0.00	境米岡のうち市街化区域を除く区域
M－4	3.72	3.72	0.00	0.00	0.00	0.00	0.86	0.86	0.00	境三ツ木のうち市街化区域を除く区域
M－5	14.65	12.05	2.60	0.00	0.00	△ 2.60	0.00	0.00	0.00	境西今井のうち市街化区域を除く区域
M－6	71.45	71.45	0.00	0.00	0.00	0.00	0.16	0.16	0.00	境上矢島のうち市街化区域を除く区域
地区計	234.02	231.42	2.60	0.00	0.00	△ 2.60	1.55	1.55	0.00	
総 計	3951.23	3941.19	12.02	1.98	0.00	△ 10.04	65.33	65.33	0.00	

(注) 1 単位はh aとし、小数点以下第2位まで表示する。なお、「増減」欄が減少の場合は、数値の左に△で表示する。

※面積の単位を㎡からh aに換算し、小数点以下第3位を四捨五入しているため、数値の合計と内訳が一致しない場合もある。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

変更なし

第3 農用地等の保全計画

変更なし

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

変更なし

第5 農業近代化施設の整備計画

変更なし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

変更なし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

変更なし

第8 生活環境施設の整備計画

変更なし

2 農用地区域の概要

(変更前)

本地域にある農業振興地域 9,353.31 haのうち集团的農用地機能を損なわない他目的利用計画のある 5,219.05 haを除く 4,134.26 ha（うち農業用施設用地 65.33 haを含む）について農用地区域を設定する。

(変更後)

本地域にある農業振興地域 9,353.31 haのうち集团的農用地機能を損なわない他目的利用計画のある 5,229.09 haを除く 4,124.22 ha（うち農業用施設用地 65.33 haを含む）について農用地区域を設定する。

(付表 1)

							混牧 林地	農業 用施 設用 地	混牧 林地 以外 の山 林原 野	その 他	合計
	農用地	農地				採草 放牧 地					
		田	畑	樹園 地							
行政区域	6,901.87	6,899.87	2,559.47	4,043.40	297.00	2.00	—	52.83	116.50	6,872.80	13,944.00
農振地域	5,519.78	5,519.78	1,988.37	2,946.41	585.00	0	—	65.33	114.60	3,653.60	9,353.31

注：単位はh a とし、小数点以下第 2 位まで表示する。小数点第 3 位以下を表示していないため、横軸の計算が合わない場合もある。

(付表 2)

項 目			農用地						採草 放牧 地	混牧 林地	農業 用施 設用 地	混牧 林地 以外 の山 林原 野	その 他	合計
				農地	田	畑	樹園 地							
農 用 地 利 用 計 画	現 況	変更前	3951.23	3951.23	1641.47	2033.76	276.00	-	-	65.33	0.00	117.70	4134.26	
		変更後	3941.19	3941.19	1636.19	2029.00	276.00	-	-	65.33	0.00	117.70	4124.22	
	用 途 区 分	変更前		4068.93					-	-	65.33			4134.26
		変更後		4058.89						-	-	65.33		
設 定 率	変更前 (%)		71.5	71.5	82.3	68.9	47.2	-	-	100.0	0.0	3.2	44.2	
	変更後 (%)		71.4	71.4	82.3	68.9	47.2	-	-	100.0	0.0	3.2	44.1	

注 1：小数点以下第 2 位まで表示する。

注 2：「混牧林地」の面積は、農用地利用計画で混牧林地を農用地区域に設定している嬭恋村及び甘楽町のみ記入する。

注 3：現況欄は、確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況に関する調査の表 4 の農用地区域面積と一致させること。

注 4：用途区分欄は、市町村農業振興地域整備計画における農用地区域の設定方針に基づく農用地区域の面積を記入する。

注 5：現況及び用途区分の合計面積は一致させること。

注 6：設定率は、（農用地利用計画（現況））÷（農振地域）とし、小数点以下第 1 位まで表示する。

農 用 地 区 域 変 更 明 細 表 （ 除 外 関 係 ）

番号	地 区 区域名	農用地区域から除外する 土地の所在・地番	地目	面積(㎡)		変 更 理 由 (利用目的等)	土地改良事業等実施状況 (補助事業名、実施年度)			除外を適当とする理由
1	A－1	伊勢崎市三和町1833番3	畑	2,849	500	分家住宅用地	大正用水東部	県営畑地帯総合土地改良	S48～S61	専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
2	A－1	伊勢崎市三和町2095番2	畑	1,210	136	一般住宅用地	大正用水東部	県営畑地帯総合土地改良	S48～S61	専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
3	A－1	伊勢崎市三和町2098番1	畑	497	106	一般住宅用地	大正用水東部	県営畑地帯総合土地改良	S48～S61	専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
4	A－1	伊勢崎市三和町2098番1	畑	497	391	露天駐車場及び露天資材 置場用地	大正用水東部	県営畑地帯総合土地改良	S48～S61	露天の駐車場及び露天の資材置場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
5	A－1	伊勢崎市三和町2345番1	畑	1,484	500	分家住宅用地	なし			専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
6	A－1	伊勢崎市三和町2346番	畑		265	分家住宅用地	なし			専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
7	A－1	伊勢崎市三和町2814番	畑		2,412	倉庫用地（敷地拡張）	大正用水東部	県営畑地帯総合土地改良	S48～S61	倉庫用地の敷地拡張の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
8	A－1	伊勢崎市三和町2815番	畑	2,449	2,273.58	倉庫用地（敷地拡張）	大正用水東部	県営畑地帯総合土地改良	S48～S61	倉庫用地の敷地拡張の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
9	A－1	伊勢崎市三和町2816番	畑		2,877	倉庫用地（敷地拡張）	大正用水東部	県営畑地帯総合土地改良	S48～S61	倉庫用地の敷地拡張の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農 用 地 区 域 変 更 明 細 表 （ 除 外 関 係 ）

番号	地 区 区域名	農用地区域から除外する 土地の所在・地番	地目	面積(㎡)	変 更 理 由 (利用目的等)	土地改良事業等実施状況 (補助事業名、実施年度)			除外を適当とする理由
10	A－1	伊勢崎市三和町2817番	畑	1,008	倉庫用地（敷地拡張）	大正用水東部	県営畑地帯総合土地改良	S48～S61	倉庫用地の敷地拡張の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
11	A－1	伊勢崎市三和町2818番1	畑	527	倉庫用地（敷地拡張）	大正用水東部	県営畑地帯総合土地改良	S48～S61	倉庫用地の敷地拡張の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
12	A－1	伊勢崎市三和町2818番2	畑	800	倉庫用地（敷地拡張）	大正用水東部	県営畑地帯総合土地改良	S48～S61	倉庫用地の敷地拡張の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
13	A－1	伊勢崎市三和町2819番	畑	1,010	倉庫用地（敷地拡張）	大正用水東部	県営畑地帯総合土地改良	S48～S61	倉庫用地の敷地拡張の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
14	A－1	伊勢崎市三和町2820番	畑	2,041	倉庫用地（敷地拡張）	大正用水東部	県営畑地帯総合土地改良	S48～S61	倉庫用地の敷地拡張の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
15	A－1	伊勢崎市三和町2821番	畑	1,761	倉庫用地（敷地拡張）	大正用水東部	県営畑地帯総合土地改良	S48～S61	倉庫用地の敷地拡張の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
16	A－1	伊勢崎市三和町2822番	畑	1,415	倉庫用地（敷地拡張）	大正用水東部	県営畑地帯総合土地改良	S48～S61	倉庫用地の敷地拡張の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
17	A－1	伊勢崎市三和町2823番	畑	575	倉庫用地（敷地拡張）	大正用水東部	県営畑地帯総合土地改良	S48～S61	倉庫用地の敷地拡張の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
18	A－1	伊勢崎市三和町3205番4	畑	421	倉庫用地（敷地拡張）	なし			倉庫用地の敷地拡張の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農 用 地 区 域 変 更 明 細 表 （ 除 外 関 係 ）

番号	地 区 区域名	農用地区域から除外する 土地の所在・地番	地目	面積(㎡)	変 更 理 由 (利用目的等)	土地改良事業等実施状況 (補助事業名、実施年度)			除外を適当とする理由
19	A－1	伊勢崎市三和町3205番35	畑	497	倉庫用地（敷地拡張）	なし			倉庫用地の敷地拡張の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
20	A－1	伊勢崎市三和町3205番1	畑	1,051	倉庫用地（敷地拡張）	なし			倉庫用地の敷地拡張の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
21	A－1	伊勢崎市三和町3205番2	畑	1,215	倉庫用地（敷地拡張）	なし			倉庫用地の敷地拡張の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
22	A－3	伊勢崎市鹿島町199番1	畑	260	分家住宅用地	植木	新農業構造改善	S58～S59	専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
23	A－3	伊勢崎市鹿島町359番1	田	1,305	障害児通所支援事業所用地	殖蓮	団体営ほ場整備	S37～S39	障害児通所支援事業所の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
24	A－5	伊勢崎市豊城町2225番1	畑	442	露天資材置場及び露天駐車場用地	大正用水東部	県営畑地帯総合土地改良	S48～S61	露天の資材置場及び露天の駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
25	E－1	伊勢崎市山王町1486番1	田	1,852 の内	500	分家住宅用地	なし		専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
26	F－2	伊勢崎市下蓮町698番	畑	370 の内	239	露天資材置場用地	なし		露天資材置場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
27	G－2	伊勢崎市茂呂南町4475番	田	451	露天駐車場用地	茂町	市営ほ場整備	S56～S57	露天の駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農 用 地 区 域 変 更 明 細 表 （ 除 外 関 係 ）

番号	地 区 区域名	農用地区域から除外する 土地の所在・地番	地目	面積(㎡)		変 更 理 由 (利用目的等)	土地改良事業等実施状況 (補助事業名、実施年度)			除外を適当とする理由
28	G－2	伊勢崎市茂呂南町4482番	田	1,457	の内 8	露天駐車場用地	茂町	市営ほ場整備	S56～S57	露天の駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
29	G－2	伊勢崎市茂呂南町4485番	田	2,861	の内 622	露天駐車場用地	茂町	市営ほ場整備	S56～S57	露天の駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
30	G－2	伊勢崎市茂呂南町4482番	田	1,457	の内 1,449	工場用地（敷地拡張）	茂町	市営ほ場整備	S56～S57	工場用地の敷地拡張の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
31	G－2	伊勢崎市茂呂南町4485番	田	2,861	の内 2,239	工場用地（敷地拡張）	茂町	市営ほ場整備	S56～S57	工場用地の敷地拡張の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
32	H－1	伊勢崎市西久保町三丁目1133番2	畑		698	分家住宅用地	大正用水東部	県営畑地帯総合土地改良	S48～S61	専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
33	H－1	伊勢崎市市場町二丁目681番	畑		2,277	露天駐車場用地	赤南	団体営ほ場整備	S31	露天の駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
34	H－1	伊勢崎市市場町二丁目683番1	畑	2,297	の内 679	自己住宅用地	赤南	団体営ほ場整備	S31	自己住宅用地の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
35	H－1	伊勢崎市市場町二丁目812番3	畑	1,070	の内 297	分家住宅用地	なし			専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
36	H－1	伊勢崎市堀下町52番1	畑		694	分家住宅用地	赤堀市場	団体営土地改良総合整備	S49～S51	専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農 用 地 区 域 変 更 明 細 表 （ 除 外 関 係 ）

番号	地 区 区域名	農用地区域から除外する 土地の所在・地番	地目	面積(㎡)	変 更 理 由 (利用目的等)	土地改良事業等実施状況 (補助事業名、実施年度)			除外を適当とする理由
37	H－1	伊勢崎市堀下町1638番	畑	3,419 の内 991.74	貸障害者グループホーム 用地	赤南	団体営ほ場整備	S31	貸障害者グループホームの用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
38	H－1	伊勢崎市堀下町1638番	畑	3,419 の内 991.71	貸生活介護施設用地	赤南	団体営ほ場整備	S31	貸生活介護施設の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
39	H－1	伊勢崎市堀下町1638番	畑	3,419 の内 499	分家住宅用地	赤南	団体営ほ場整備	S31	専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
40	H－2	伊勢崎市曲沢町672番3	畑	1,424	露天資材置場及び露天駐 車場用地	曲沢向野	土地改良総合整備	S52～S54	露天の資材置場及び露天の駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
41	H－2	伊勢崎市曲沢町1459番	畑	2,046	貸露天駐車場用地	曲沢向野	土地改良総合整備	S52～S54	貸露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
42	H－2	伊勢崎市間野谷町1014番	畑	923	店舗兼住宅用地	なし			専用住宅及び附帯する店舗の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
43	H－2	伊勢崎市間野谷町1263番	畑	991	貸工場及び貸事務所用地 (敷地拡張)	なし			貸工場及び貸事務所の敷地拡張の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
44	H－2	伊勢崎市間野谷町1264番	畑	1,221	貸工場及び貸事務所用地 (敷地拡張)	なし			貸工場及び貸事務所の敷地拡張の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
45	H－2	伊勢崎市赤堀鹿島町702番1	畑	986	露天駐車場及び露天資材 置場用地 (敷地拡張)	なし			露天の駐車場及び露天の資材置場の敷地拡張の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農 用 地 区 域 変 更 明 細 表 （ 除 外 関 係 ）

番号	地 区 区域名	農用地区域から除外する 土地の所在・地番	地目	面積(㎡)	変 更 理 由 (利用目的等)	土地改良事業等実施状況 (補助事業名、実施年度)			除外を適当とする理由
46	H－2	伊勢崎市赤堀鹿島町703番	畑		991 露天駐車場及び露天資材 置場用地（敷地拡張）	なし			露天の駐車場及び露天の資材置場の敷地拡張の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
47	H－2	伊勢崎市赤堀鹿島町704番	畑		991 露天駐車場及び露天資材 置場用地（敷地拡張）	なし			露天の駐車場及び露天の資材置場の敷地拡張の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
48	H－2	伊勢崎市赤堀鹿島町705番	畑		991 露天駐車場及び露天資材 置場用地（敷地拡張）	なし			露天の駐車場及び露天の資材置場の敷地拡張の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
49	H－2	伊勢崎市赤堀鹿島町975番1	畑	535 の内	46 農家住宅用地（敷地拡張）	なし			農家住宅の敷地拡張の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
50	H－3	伊勢崎市香林町一丁目547番1	畑		736 貸有料老人ホーム用地	大正用水東部	県営畑地帯総合土地改良	S48～S61	貸有料老人ホームの用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
51	H－3	伊勢崎市香林町一丁目548番1	畑		294 貸有料老人ホーム用地	大正用水東部	県営畑地帯総合土地改良	S48～S61	貸有料老人ホームの用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
52	H－3	伊勢崎市香林町二丁目1038番2	畑		2,428 露天資材置場用地	なし			露天資材置場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
53	H－3	伊勢崎市香林町二丁目1041番4	田		3 露天資材置場用地	なし			露天資材置場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
54	H－3	伊勢崎市香林町二丁目1042番1	田		157 露天資材置場用地	なし			露天資材置場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農 用 地 区 域 変 更 明 細 表 （ 除 外 関 係 ）

番号	地 区 区域名	農用地区域から除外する 土地の所在・地番	地目	面積(㎡)	変 更 理 由 (利用目的等)	土地改良事業等実施状況 (補助事業名、実施年度)			除外を適当とする理由
55	H－3	伊勢崎市香林町二丁目1038番3	畑	6.61	露天資材置場用地	なし			露天資材置場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
56	H－3	伊勢崎市香林町二丁目1041番2	田	86	露天資材置場用地	なし			露天資材置場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
57	H－4	伊勢崎市赤堀今井町一丁目12番	田	3,580	露天資材置場用地（敷地 拡張）	今井南部	県営ほ場整備	S54～S59	露天資材置場用地の敷地拡張の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
58	H－4	伊勢崎市赤堀今井町一丁目13番	田	3,185	露天資材置場用地（敷地 拡張）	今井南部	県営ほ場整備	S54～S59	露天資材置場用地の敷地拡張の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
59	H－4	伊勢崎市赤堀今井町二丁目1221番1	畑	1,787	長屋用地	今井北部	県営ほ場整備	S55～S60	貸住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
60	H－4	伊勢崎市下触町932番	畑	678	建売分譲住宅用地	今井南部	県営ほ場整備	S54～S59	地域の住宅需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
61	H－4	伊勢崎市下触町1030番1	畑	1,283	貸モータープール用地	伊勢崎北部	県営ほ場整備	S51～S62	貸モータープールの用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
62	H－4	伊勢崎市下触町1031番1	畑	1,424	貸モータープール用地	伊勢崎北部	県営ほ場整備	S51～S62	貸モータープールの用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
63	H－4	伊勢崎市下触町1032番1	畑	1,687	貸モータープール用地	伊勢崎北部	県営ほ場整備	S51～S62	貸モータープールの用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農 用 地 区 域 変 更 明 細 表 （ 除 外 関 係 ）

番号	地 区 区域名	農用地区域から除外する 土地の所在・地番	地目	面積(㎡)		変 更 理 由 (利用目的等)	土地改良事業等実施状況 (補助事業名、実施年度)			除外を適当とする理由
64	H－4	伊勢崎市五目牛町38番1	畑	3,668	500	分家住宅用地	伊勢崎北部	県営ほ場整備	S51～S62	専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
65	I－1	伊勢崎市東小保方町2992番	田	4,786		建売分譲住宅用地（建築条件付き）	五反田全工区	団体営土地改良総合整備	S58～S62	地域の住宅需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
66	I－1	伊勢崎市八寸町4848番1	田	540		建売分譲住宅用地（特定建築条件付き）	大正用水東部	県営畑地帯総合土地改良	S48～S61	地域の住宅需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
67	I－1	伊勢崎市八寸町4849番1	田	3,199		建売分譲住宅用地（特定建築条件付き）	大正用水東部	県営畑地帯総合土地改良	S48～S61	地域の住宅需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
68	I－2	伊勢崎市田部井町三丁目98番1	田	4,058		露天資材置場用地（敷地拡張）	佐波東第1工区			露天資材置場用地の敷地拡張の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
69	I－2	伊勢崎市田部井町三丁目98番2	田	808		露天資材置場用地（敷地拡張）	佐波東第1工区			露天資材置場用地の敷地拡張の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
70	I－2	伊勢崎市田部井町三丁目2411番3	畑	1,141		建売分譲住宅用地	なし			地域の住宅需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
71	I－2	伊勢崎市田部井町三丁目2411番11	畑	97	45	建売分譲住宅用地	なし			地域の住宅需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
72	I－2	伊勢崎市田部井町三丁目2435番1	畑	8,563	3,000	建売分譲住宅用地	なし			地域の住宅需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農 用 地 区 域 変 更 明 細 表 （ 除 外 関 係 ）

番号	地 区 区域名	農用地区域から除外する 土地の所在・地番	地目	面積(㎡)		変 更 理 由 (利用目的等)	土地改良事業等実施状況 (補助事業名、実施年度)			除外を適当とする理由
73	I－3	伊勢崎市国定町一丁目344番1	畑	2,053		倉庫、事務所及び露天駐 車場用地	村営国定			倉庫、事務所及び露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
74	I－3	伊勢崎市国定町一丁目970番2	畑	610		自己住宅用地（敷地拡 張）	村営国定			自己住宅用地の敷地拡張の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
75	I－5	伊勢崎市西小保方町486番2	畑	3,529 の内	541	分家住宅用地	大正用水東部	県営畑地帯総合土地改良	S48～S61	専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
76	I－5	伊勢崎市西小保方町502番1	畑	3,926 の内	500	分家住宅用地	大正用水東部	県営畑地帯総合土地改良	S48～S61	専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
77	J－2	伊勢崎市境木島567番	畑	548		分家住宅用地	なし			専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
78	J－4	伊勢崎市境下刈名2101番1	畑	244		一般住宅用地（敷地拡 張）	なし			専用住宅用地の敷地拡張の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
79	J－4	伊勢崎市境下刈名2601番1	畑	637 の内	100	一般住宅用地	なし			専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
80	J－5	伊勢崎市境上刈名1322番1	畑	1,739 の内	500	分家住宅用地	なし			専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
81	J－6	伊勢崎市境東新井608番1	田	404		一般住宅用地	なし			専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農 用 地 区 域 変 更 明 細 表 （ 除 外 関 係 ）

番号	地 区 区域名	農用地区域から除外する 土地の所在・地番	地目	面積(㎡)	変 更 理 由 (利用目的等)	土地改良事業等実施状況 (補助事業名、実施年度)			除外を適当とする理由
82	J－6	伊勢崎市境東新井1157番3	畑	187	貸露天資材置場用地	なし			貸露天資材置場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
83	J－6	伊勢崎市境東新井1160番3	畑	74	貸露天資材置場用地	なし			貸露天資材置場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
84	J－6	伊勢崎市境東新井1162番3	田	106	貸露天資材置場用地	なし			貸露天資材置場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
85	J－6	伊勢崎市境東新井1175番	田	1,633	露天駐車場用地	なし			露天の駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
86	J－6	伊勢崎市境東新井1177番1	田	933	露天駐車場用地	なし			露天の駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
87	J－6	伊勢崎市境東新井1180番1	田	156	露天駐車場用地	なし			露天の駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
88	K－2	伊勢崎市境上武士298番1	畑	241	露天資材置場用地	なし			露天資材置場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
89	K－2	伊勢崎市境上武士919番1	畑	232	露天駐車場用地	なし			露天の駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
90	K－2	伊勢崎市境上武士919番5	畑	470	露天駐車場用地	なし			露天の駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農 用 地 区 域 変 更 明 細 表 （ 除 外 関 係 ）

番号	地 区 区域名	農用地区域から除外する 土地の所在・地番	地目	面積(㎡)	変 更 理 由 (利用目的等)	土地改良事業等実施状況 (補助事業名、実施年度)			除外を適当とする理由
91	K－2	伊勢崎市境上武士941番1	畑	729	特別養護老人ホーム用地	なし			特別養護老人ホームの用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
92	K－2	伊勢崎市境上武士942番1	畑	586	特別養護老人ホーム用地	なし			特別養護老人ホームの用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
93	K－3	伊勢崎市境下武士146番	畑	1,153 の内 1.44	移動通信基地局用地	なし			法施行規則第4条の5第21号に規定する電気通信事業法に基づく認定電気通信事業の用に供する中継施設であるため。
94	L－1	伊勢崎市境島村3348番121	雑種地	859	露天資材置場用地	なし			露天資材置場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
95	M－5	伊勢崎市境西今井143番	田	3,417	店舗及び貸店舗用地	境町北部4工区	県営ほ場整備	S49～S58	店舗及び貸店舗に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
96	M－5	伊勢崎市境西今井144番	田	1,196	店舗及び貸店舗用地	境町北部4工区	県営ほ場整備	S49～S58	店舗及び貸店舗に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
97	M－5	伊勢崎市境西今井183番	田	1,453	店舗及び貸店舗用地	境町北部4工区	県営ほ場整備	S49～S58	店舗及び貸店舗に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
98	M－5	伊勢崎市境西今井184番	田	1,396	店舗及び貸店舗用地	境町北部4工区	県営ほ場整備	S49～S58	店舗及び貸店舗に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
99	M－5	伊勢崎市境西今井185番	田	1,190	店舗及び貸店舗用地	境町北部4工区	県営ほ場整備	S49～S58	店舗及び貸店舗に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農 用 地 区 域 変 更 明 細 表 （ 除 外 関 係 ）

番号	地 区 区域名	農用地区域から除外する 土地の所在・地番	地目	面積(㎡)	変 更 理 由 (利用目的等)	土地改良事業等実施状況 (補助事業名、実施年度)			除外を適当とする理由
100	M－5	伊勢崎市境西今井186番	田	1,151	店舗及び貸店舗用地	境町北部4工区	県営ほ場整備	S49～S58	店舗及び貸店舗に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であつて、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
101	M－5	伊勢崎市境西今井187番	田	2,192	店舗及び貸店舗用地	境町北部4工区	県営ほ場整備	S49～S58	店舗及び貸店舗に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であつて、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
102	M－5	伊勢崎市境西今井188番	田	1,638	店舗及び貸店舗用地	境町北部4工区	県営ほ場整備	S49～S58	店舗及び貸店舗に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であつて、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
103	M－5	伊勢崎市境西今井189番1	田	181	店舗及び貸店舗用地	境町北部4工区	県営ほ場整備	S49～S58	店舗及び貸店舗に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であつて、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
104	M－5	伊勢崎市境西今井190番1	田	1,511	店舗及び貸店舗用地	境町北部4工区	県営ほ場整備	S49～S58	店舗及び貸店舗に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であつて、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
105	M－5	伊勢崎市境西今井190番2	田	323	店舗及び貸店舗用地	境町北部4工区	県営ほ場整備	S49～S58	店舗及び貸店舗に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であつて、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
106	M－5	伊勢崎市境西今井189番2	田	496	店舗及び貸店舗用地	境町北部4工区	県営ほ場整備	S49～S58	店舗及び貸店舗に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であつて、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
107	M－5	伊勢崎市境西今井189番3	田	496	店舗及び貸店舗用地	境町北部4工区	県営ほ場整備	S49～S58	店舗及び貸店舗に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であつて、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
108	M－5	伊勢崎市境西今井191番	田	2,258	店舗及び貸店舗用地	境町北部4工区	県営ほ場整備	S49～S58	店舗及び貸店舗に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であつて、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

番号	地 区 区域名	農用地区域から除外する 土地の所在・地番	地目	面積(㎡)	変 更 理 由 (利用目的等)	土地改良事業等実施状況 (補助事業名、実施年度)			除外を適当とする理由
109	M－5	伊勢崎市境西今井192番	田	2,017	店舗及び貸店舗用地	境町北部4工区	県営ほ場整備	S49～S58	店舗及び貸店舗に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であつて、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
110	M－5	伊勢崎市境西今井193番	田	494	店舗及び貸店舗用地	境町北部4工区	県営ほ場整備	S49～S58	店舗及び貸店舗に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であつて、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
111	M－5	伊勢崎市境西今井194番	田	4,617	店舗及び貸店舗用地	境町北部4工区	県営ほ場整備	S49～S58	店舗及び貸店舗に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であつて、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
計			田	56,234.30					
			畑	63,086.08					
			雑種地	859.00					
			総計	120,179.38					

(別記様式第3号の2)

農用地区域變更明細表（編入關係）

番号	地 区 区域名	農用地区域に加える 土地の所在・地番	地目	面積(㎡)	変 更 理 由 (利 用 目 的 等)	土地改良事業等実施状況			法第10条第3項の該当号				
						(補助事業名、実施年度)			一	二	三	四	五
1	H-1	伊勢崎市堀下町1191番1	畑	1928 の内 955	除外目的どおりに開発する見込みがなくなったため	堀下	小規模土地改良	S55		○			
2	H-4	伊勢崎市五目牛町170番1	畑	183	除外目的どおりに開発する見込みがなくなったため	伊勢崎北部	県営ほ場整備	S51～S62		○			
3	I-3	伊勢崎市国定町二丁目2172番	畑	1,837	除外目的どおりに開発する見込みがなくなったため	大正用水東部	県営畑地帯総合土地改良	S48～S61	○	○			
4	I-3	伊勢崎市国定町二丁目2181番1	畑	3,852	除外目的どおりに開発する見込みがなくなったため	大正用水東部	県営畑地帯総合土地改良	S48～S61	○	○			
5	I-3	伊勢崎市国定町二丁目2182番1	畑	1,917	除外目的どおりに開発する見込みがなくなったため	大正用水東部	県営畑地帯総合土地改良	S48～S61	○	○			
6	I-4	伊勢崎市上田町165番11	畑	4,016	除外目的どおりに開発する見込みがなくなったため	村営上田全工区	土地改良総合整備	S63～H3		○			
7	I-4	伊勢崎市上田町165番60	畑	3,090	除外目的どおりに開発する見込みがなくなったため	村営上田全工区	土地改良総合整備	S63～H3		○			
8	I-5	伊勢崎市西小保方町418番	田	3,423	除外目的どおりに開発する見込みがなくなったため	大正用水東部	県営畑地帯総合土地改良	S48～S61		○			
9	K-3	伊勢崎市境下武土西六反田1458番1	畑	853 の内 500	除外目的どおりに開発する見込みがなくなったため	なし			○				
計			田	3,423.00									
			畑	16,350.00									
			総計	19,773.00									

(別記様式第4号)

土 地 改 良 関 係 事 案 一 覧 表

	農 用 地 区 域 変 更 の 概 要			土 地 改 良 事 業 等 実 施 状 況									多 面 的 機 能 支 払 交 付 金			摘 要
	農用地区域から 除外する土地の 所在・地番	同 左 面 積 (除外面積) (㎡)	変更理由 (変更目的)	地区名 (工区名)	事 業 名	事業主体	土地改良区	受 益 面 積 (ha)	実 施 年 度	工事完了 年月日	公 告 年月日	補助金返 還通達の 適用の 有無	活動組織 の名称	交 付 金 の 区 分	交付金返 還の有無	
1	三和町1833番3	500	分家住宅用地	大正用水東部	県営畑地帯総合土地改良	群馬県	大正用水東部	1102	S48～S61	S61.6.30	S61.8.8	無				
2	三和町2095番2	136	一般住宅用地	大正用水東部	県営畑地帯総合土地改良	群馬県	大正用水東部	1102	S48～S61	S61.6.30	S61.8.8	無				
3	三和町2098番1	106	一般住宅用地	大正用水東部	県営畑地帯総合土地改良	群馬県	大正用水東部	1102	S48～S61	S61.6.30	S61.8.8	無				
4	三和町2098番1	391	露天駐車場及び露天資材置場用地	大正用水東部	県営畑地帯総合土地改良	群馬県	大正用水東部	1102	S48～S61	S61.6.30	S61.8.8	無				
5	三和町2345番1	500	分家住宅用地	なし								無				
6	三和町2346番	265	分家住宅用地	なし								無				
7	三和町2814番	2, 412	倉庫用地(敷地拡張)	大正用水東部	県営畑地帯総合土地改良	群馬県	大正用水東部	1102	S48～S61	S61.6.30	S61.8.8	無				
8	三和町2815番	2, 274	倉庫用地(敷地拡張)	大正用水東部	県営畑地帯総合土地改良	群馬県	大正用水東部	1102	S48～S61	S61.6.30	S61.8.8	無				
9	三和町2816番	2, 877	倉庫用地(敷地拡張)	大正用水東部	県営畑地帯総合土地改良	群馬県	大正用水東部	1102	S48～S61	S61.6.30	S61.8.8	無				
10	三和町2817番	1, 008	倉庫用地(敷地拡張)	大正用水東部	県営畑地帯総合土地改良	群馬県	大正用水東部	1102	S48～S61	S61.6.30	S61.8.8	無				
11	三和町2818番1	527	倉庫用地(敷地拡張)	大正用水東部	県営畑地帯総合土地改良	群馬県	大正用水東部	1102	S48～S61	S61.6.30	S61.8.8	無				
12	三和町2818番2	800	倉庫用地(敷地拡張)	大正用水東部	県営畑地帯総合土地改良	群馬県	大正用水東部	1102	S48～S61	S61.6.30	S61.8.8	無				
13	三和町2819番	1, 010	倉庫用地(敷地拡張)	大正用水東部	県営畑地帯総合土地改良	群馬県	大正用水東部	1102	S48～S61	S61.6.30	S61.8.8	無				
14	三和町2820番	2, 041	倉庫用地(敷地拡張)	大正用水東部	県営畑地帯総合土地改良	群馬県	大正用水東部	1102	S48～S61	S61.6.30	S61.8.8	無				
15	三和町2821番	1, 761	倉庫用地(敷地拡張)	大正用水東部	県営畑地帯総合土地改良	群馬県	大正用水東部	1102	S48～S61	S61.6.30	S61.8.8	無				
16	三和町2822番	1, 415	倉庫用地(敷地拡張)	大正用水東部	県営畑地帯総合土地改良	群馬県	大正用水東部	1102	S48～S61	S61.6.30	S61.8.8	無				
17	三和町2823番	575	倉庫用地(敷地拡張)	大正用水東部	県営畑地帯総合土地改良	群馬県	大正用水東部	1102	S48～S61	S61.6.30	S61.8.8	無				
18	三和町3205番4	421	倉庫用地(敷地拡張)	なし								無				
19	三和町3205番35	497	倉庫用地(敷地拡張)	なし								無				
20	三和町3205番1	1, 051	倉庫用地(敷地拡張)	なし								無				
21	三和町3205番2	1, 215	倉庫用地(敷地拡張)	なし								無				
22	鹿島町199番1	260	分家住宅用地	植木	新農業構造改善	群馬県	植木	5.6	S58～S59	S59.6.16	S59.7.27	無				
23	鹿島町359番1	1, 305	障害児通所支援事業所用地	殖蓮	団体営ほ場整備	土地改良区	殖蓮	95	S37～S39	S39	S39	無				
24	豊城町2225番1	442	露天資材置場及び露天駐車場用地	大正用水東部	県営畑地帯総合土地改良	群馬県	大正用水東部	1102	S48～S61	S61.6.30	S61.8.8	無				
25	山王町1486番1	500	分家住宅用地	なし								無	山王地区資源保全協議会	農地維持支払交付金 資源向上支払交付金(共同のみ)	有	
26	下蓮町698番	239	露天資材置場用地	なし								無				
27	茂呂南町4475番	451	露天駐車場用地	茂町	市営ほ場整備	伊勢崎市	茂町	4.1	S56～S57	S57	S57	無				
28	茂呂南町4482番	8	露天駐車場用地	茂町	市営ほ場整備	伊勢崎市	茂町	4.1	S56～S57	S57	S57	無				
29	茂呂南町4485番	622	露天駐車場用地	茂町	市営ほ場整備	伊勢崎市	茂町	4.1	S56～S57	S57	S57	無				
30	茂呂南町4482番	1, 449	工場用地(敷地拡張)	茂町	市営ほ場整備	伊勢崎市	茂町	4.1	S56～S57	S57	S57	無				
31	茂呂南町4485番	2, 239	工場用地(敷地拡張)	茂町	市営ほ場整備	伊勢崎市	茂町	4.1	S56～S57	S57	S57	無				
32	西久保町三丁目1133番2	698	分家住宅用地	大正用水東部	県営畑地帯総合土地改良	群馬県	大正用水東部	1102	S48～S61	S61.6.30	S61.8.8	無				
33	市場町二丁目681番	2, 277	露天駐車場用地	赤南	団体営ほ場整備	土地改良区	赤南	77	S31	S31	不明	無				

(別記様式第4号)

土 地 改 良 関 係 事 案 一 覧 表

	農 用 地 区 域 変 更 の 概 要			土 地 改 良 事 業 等 実 施 状 況									多 面 的 機 能 支 払 交 付 金			摘 要
	農用地区域から 除外する土地の 所在・地番	同 左 面 積 (除外面積) (㎡)	変更理由 (変更目的)	地区名 (工区名)	事 業 名	事業主体	土地改良区	受 益 面 積 (ha)	実 施 年 度	工事完了 年月日	公 告 年月日	補助金返 還通達の 適用の有無	活動組織 の名称	交 付 金 の 区 分	交付金返 還の有無	
34	市場町二丁目683番1	679	自己住宅用地	赤南	団体営ほ場整備	土地改良区	赤南	77	S31	S31	不明	無				
35	市場町二丁目812番3	297	分家住宅用地	なし								無				
36	堀下町52番1	694	分家住宅用地	赤堀市場	団体営土地改良総合整備	土地改良区	赤堀市場	50	S49～S51	S52.3.11	S53.2.14	無				
37	堀下町1638番	992	貸障害者グループホーム用地	赤南	団体営ほ場整備	土地改良区	赤南	77	S31	S31	不明	無				
38	堀下町1638番	992	貸生活介護施設用地	赤南	団体営ほ場整備	土地改良区	赤南	77	S31	S31	不明	無				
39	堀下町1638番	499	分家住宅用地	赤南	団体営ほ場整備	土地改良区	赤南	77	S31	S31	不明	無				
40	曲沢町672番3	1, 424	露天資材置場及び露天駐車場用地	曲沢向野	土地改良総合整備	土地改良区	曲沢向野	25	S52～S54	S55.3.30	S55.12.19	無				
41	曲沢町1459番	2, 046	貸露天駐車場用地	曲沢向野	土地改良総合整備	土地改良区	曲沢向野	25	S52～S54	S55.3.30	S55.12.19	無				
42	間野谷町1014番	923	店舗兼住宅用地	なし								無				
43	間野谷町1263番	991	貸工場及び貸事務所用地(敷地拡張)	なし								無				
44	間野谷町1264番	1, 221	貸工場及び貸事務所用地(敷地拡張)	なし								無				
45	赤堀鹿島町702番1	986	露天駐車場及び露天資材置場用地(敷地拡張)	なし								無				
46	赤堀鹿島町703番	991	露天駐車場及び露天資材置場用地(敷地拡張)	なし								無				
47	赤堀鹿島町704番	991	露天駐車場及び露天資材置場用地(敷地拡張)	なし								無				
48	赤堀鹿島町705番	991	露天駐車場及び露天資材置場用地(敷地拡張)	なし								無				
49	赤堀鹿島町975番1	46	農家住宅用地(敷地拡張)	なし								無				
50	香林町一丁目547番1	736	貸有料老人ホーム用地	大正用水東部	県営畑地帯総合土地改良	群馬県	大正用水東部	1102	S48～S61	S61.6.30	S61.8.8	無				
51	香林町一丁目548番1	294	貸有料老人ホーム用地	大正用水東部	県営畑地帯総合土地改良	群馬県	大正用水東部	1102	S48～S61	S61.6.30	S61.8.8	無				
52	香林町二丁目1038番2	2, 428	露天資材置場用地	なし								無				
53	香林町二丁目1041番4	3	露天資材置場用地	なし								無				
54	香林町二丁目1042番1	157	露天資材置場用地	なし								無				
55	香林町二丁目1038番3	7	露天資材置場用地	なし								無				
56	香林町二丁目1041番2	86	露天資材置場用地	なし								無				
57	赤堀今井町一丁目12番	3, 580	露天資材置場用地(敷地拡張)	今井南部	県営ほ場整備	群馬県	今井南部	72	S54～S59	S60.3.30	S60.4.26	無				
58	赤堀今井町一丁目13番	3, 185	露天資材置場用地(敷地拡張)	今井南部	県営ほ場整備	群馬県	今井南部	72	S54～S59	S60.3.30	S60.4.26	無				
59	赤堀今井町二丁目1221番1	1, 787	長屋用地	今井北部	県営ほ場整備	群馬県	今井北部	68	S55～S60	S61.3.20	S63.5.17	無				
60	下舐町932番	678	建売分譲住宅用地	今井南部	県営ほ場整備	群馬県	今井南部	72	S54～S59	S60.3.30	S60.4.26	無				
61	下舐町1030番1	1, 283	貸モータープール用地	伊勢崎北部	県営ほ場整備	群馬県	伊勢崎北部	305	S51～S62	S62.2.28	S62.7.1	無				
62	下舐町1031番1	1, 424	貸モータープール用地	伊勢崎北部	県営ほ場整備	群馬県	伊勢崎北部	305	S51～S62	S62.2.28	S62.7.1	無				
63	下舐町1032番1	1, 687	貸モータープール用地	伊勢崎北部	県営ほ場整備	群馬県	伊勢崎北部	305	S51～S62	S62.2.28	S62.7.1	無				
64	五目牛町38番1	500	分家住宅用地	伊勢崎北部	県営ほ場整備	群馬県	伊勢崎北部	305	S51～S62	S62.2.28	S62.7.1	無				
65	東小保方町2992番	4, 786	建売分譲住宅用地(建築条件付き)	五反田全工区	団体営土地改良総合整備	土地改良区	五反田	30	S58～S62	S62.8.11	S62.9.8	無	大正用水1号支線環境保全 会	農地維持支払交付金 資源向上支払交付金	有	
66	八寸町4848番1	540	建売分譲住宅用地(特定建築条件付き)	大正用水東部	県営畑地帯総合土地改良	群馬県	大正用水東部	1102	S48～S61	S61.6.30	S61.8.8	無	大正用水1号支線環境保全 会	農地維持支払交付金 資源向上支払交付金	有	

(別記様式第4号)

土 地 改 良 関 係 事 案 一 覧 表

	農 用 地 区 域 変 更 の 概 要			土 地 改 良 事 業 等 実 施 状 況									多 面 的 機 能 支 払 交 付 金			摘 要
	農用地区域から 除外する土地の 所在・地番	同 左 面 積 (除外面積) (㎡)	変更理由 (変更目的)	地区名 (工区名)	事 業 名	事業主体	土地改良区	受 益 面 積 (ha)	実 施 年 度	工事完了 年月日	公 告 年月日	補助金返 還通達の 適用の有無	活動組織 の名称	交 付 金 の 区 分	交付金返 還の有無	
67	八寸町4849番1	3, 199	建売分譲住宅用地(特定建築条件付き)	大正用水東部	県営畑地帯総合土地改良	群馬県	大正用水東部	1102	S48～S61	S61.6.30	S61.8.8	無	大正用水1号支線環境保全 会	農地維持支払交付金 資源向上支払交付金	有	
68	田部井町三丁目98番1	4, 058	露天資材置場用地(敷地拡張)	佐波東第1工区								無	田部井下区地域環境保全 組合	農地維持支払交付金 資源向上支払交付金	有	
69	田部井町三丁目98番2	808	露天資材置場用地(敷地拡張)	佐波東第1工区								無	田部井下区地域環境保全 組合	農地維持支払交付金 資源向上支払交付金	有	
70	田部井町三丁目2411番3	1, 141	建売分譲住宅用地	なし								無				
71	田部井町三丁目2411番11	45	建売分譲住宅用地	なし								無				
72	田部井町三丁目2435番1	3, 000	建売分譲住宅用地	なし								無				
73	国定町一丁目344番1	2, 053	倉庫、事務所及び露天駐車場用地	村営国定								無				
74	国定町一丁目970番2	610	自己住宅用地(敷地拡張)	村営国定								無				
75	西小保方町486番2	541	分家住宅用地	大正用水東部	県営畑地帯総合土地改良	群馬県	大正用水東部	1102	S48～S61	S61.6.30	S61.8.8	無				
76	西小保方町502番1	500	分家住宅用地	大正用水東部	県営畑地帯総合土地改良	群馬県	大正用水東部	1102	S48～S61	S61.6.30	S61.8.8	無				
77	境木島567番	548	分家住宅用地	なし								無				
78	境下刈名2101番1	244	一般住宅用地(敷地拡張)	なし								無				
79	境下刈名2601番1	100	一般住宅用地	なし								無				
80	境上刈名1322番1	500	分家住宅用地	なし								無				
81	境東新井608番1	404	一般住宅用地	なし								無				
82	境東新井1157番3	187	貸露天資材置場用地	なし								無				
83	境東新井1160番3	74	貸露天資材置場用地	なし								無				
84	境東新井1162番3	106	貸露天資材置場用地	なし								無				
85	境東新井1175番	1, 633	露天駐車場用地	なし								無				
86	境東新井1177番1	933	露天駐車場用地	なし								無				
87	境東新井1180番1	156	露天駐車場用地	なし								無				
88	境上武士298番1	241	露天資材置場用地	なし								無				
89	境上武士919番1	232	露天駐車場用地	なし								無				
90	境上武士919番5	470	露天駐車場用地	なし								無				
91	境上武士941番1	729	特別養護老人ホーム用地	なし								無				
92	境上武士942番1	586	特別養護老人ホーム用地	なし								無				
93	境下武士146番	1. 44	移動通信基地局用地	なし								無				
94	境島村3348番121	859	露天資材置場用地	なし								無				
95	境西今井143番	3, 417	店舗及び貸店舗用地	境町北部4工区	県営ほ場整備	群馬県	境町北部	85	S49～S58	S58.3.10	S60.3.5	無				
96	境西今井144番	1, 196	店舗及び貸店舗用地	境町北部4工区	県営ほ場整備	群馬県	境町北部	85	S49～S58	S58.3.10	S60.3.5	無				
97	境西今井183番	1, 453	店舗及び貸店舗用地	境町北部4工区	県営ほ場整備	群馬県	境町北部	85	S49～S58	S58.3.10	S60.3.5	無				
98	境西今井184番	1, 396	店舗及び貸店舗用地	境町北部4工区	県営ほ場整備	群馬県	境町北部	85	S49～S58	S58.3.10	S60.3.5	無				
99	境西今井185番	1, 190	店舗及び貸店舗用地	境町北部4工区	県営ほ場整備	群馬県	境町北部	85	S49～S58	S58.3.10	S60.3.5	無				

(別記様式第4号)

土地改良關係事案一覽表

	農 用 地 区 域 変 更 の 概 要			土 地 改 良 事 業 等 実 施 状 況									多 面 的 機 能 支 払 交 付 金			摘 要
	農用地区域から 除外する土地の 所在・地番	同 左 面 積 (除外面積) (㎡)	変更理由 (変更目的)	地区名 (工区名)	事 業 名	事業主体	土地改良区	受 益 面 積 (ha)	実 施 年 度	工事完了 年月日	公 告 年月日	補助金返 還・通達の 適用の 有無	活動組織 の名称	交 付 金 の 区 分	交付金返 還の有無	
100	境西今井186番	1, 151	店舗及び貸店舗用地	境町北部4工区	県営ほ場整備	群馬県	境町北部	85	S49～S58	S58.3.10	S60.3.5	無				
101	境西今井187番	2, 192	店舗及び貸店舗用地	境町北部4工区	県営ほ場整備	群馬県	境町北部	85	S49～S58	S58.3.10	S60.3.5	無				
102	境西今井188番	1, 638	店舗及び貸店舗用地	境町北部4工区	県営ほ場整備	群馬県	境町北部	85	S49～S58	S58.3.10	S60.3.5	無				
103	境西今井189番1	181	店舗及び貸店舗用地	境町北部4工区	県営ほ場整備	群馬県	境町北部	85	S49～S58	S58.3.10	S60.3.5	無				
104	境西今井190番1	1, 511	店舗及び貸店舗用地	境町北部4工区	県営ほ場整備	群馬県	境町北部	85	S49～S58	S58.3.10	S60.3.5	無				
105	境西今井190番2	323	店舗及び貸店舗用地	境町北部4工区	県営ほ場整備	群馬県	境町北部	85	S49～S58	S58.3.10	S60.3.5	無				
106	境西今井189番2	496	店舗及び貸店舗用地	境町北部4工区	県営ほ場整備	群馬県	境町北部	85	S49～S58	S58.3.10	S60.3.5	無				
107	境西今井189番3	496	店舗及び貸店舗用地	境町北部4工区	県営ほ場整備	群馬県	境町北部	85	S49～S58	S58.3.10	S60.3.5	無				
108	境西今井191番	2, 258	店舗及び貸店舗用地	境町北部4工区	県営ほ場整備	群馬県	境町北部	85	S49～S58	S58.3.10	S60.3.5	無				
109	境西今井192番	2, 017	店舗及び貸店舗用地	境町北部4工区	県営ほ場整備	群馬県	境町北部	85	S49～S58	S58.3.10	S60.3.5	無				
110	境西今井193番	494	店舗及び貸店舗用地	境町北部4工区	県営ほ場整備	群馬県	境町北部	85	S49～S58	S58.3.10	S60.3.5	無				
111	境西今井194番	4, 617	店舗及び貸店舗用地	境町北部4工区	県営ほ場整備	群馬県	境町北部	85	S49～S58	S58.3.10	S60.3.5	無				
計		120,179.38														